

平成 25 年度「消費者教育推進事業出前講座」のご案内

平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、静岡県では、より一層積極的に、消費者教育を推進することとしています。

今後、幼児期から高齢期に至るまで、体系的に消費者教育を展開していくために、静岡県では今年度、先駆的な消費者教育推進事業を実施することになりました。

このたび、当静岡県消費者団体連盟では、静岡県から委託を受け、下記の内容で「消費者教育推進事業出前講座」を開催することとなりましたので、ぜひ、ご活用いただきたくご案内いたします。

講座開催ご希望の場合は、別紙申込書にご記入の上、FAX・Eメール・郵送にて当団体事務局あて送付願います。

記

1. 目的：食えることや身の回りのことと同じように、「自ら学び、自ら考え、自ら判断し、的確な消費行動ができる力」を、幼児期から高齢期に至る全ての年齢層において、生活習慣として身につけられるよう、消費者の自立を支援する。
2. 実施期間：平成 25 年 9 月中旬～平成 26 年 2 月末
3. 講座内容
 - (1) 「食は命の源」
 - ① バランス栄養
 - ② 気になる飲食物（塩分・糖分・脂肪分の取りすぎと病気との関わり）
 - ③ 食品の選び方・表示の見方 など。
 - (2) 環境に優しい暮らし方
 - ① 地球温暖化の現状と対策（省エネ・節水・ゴミ減量）
 - ② 洗剤の生物や環境への影響
 - ③ 紫外線対策
 - (3) 賢いお金の使い方、悪質商法の事例と対策～「私も騙されるカモ」
年々、複雑化・巧妙化している悪質商法の事例をミニコントや替え歌を交え紹介し、その対策を考え、対処法を身につける。

平成 25 年 9 月
静岡県消費者団体連盟